

令和6年6月

伊那市議会定例会議案
関係資料

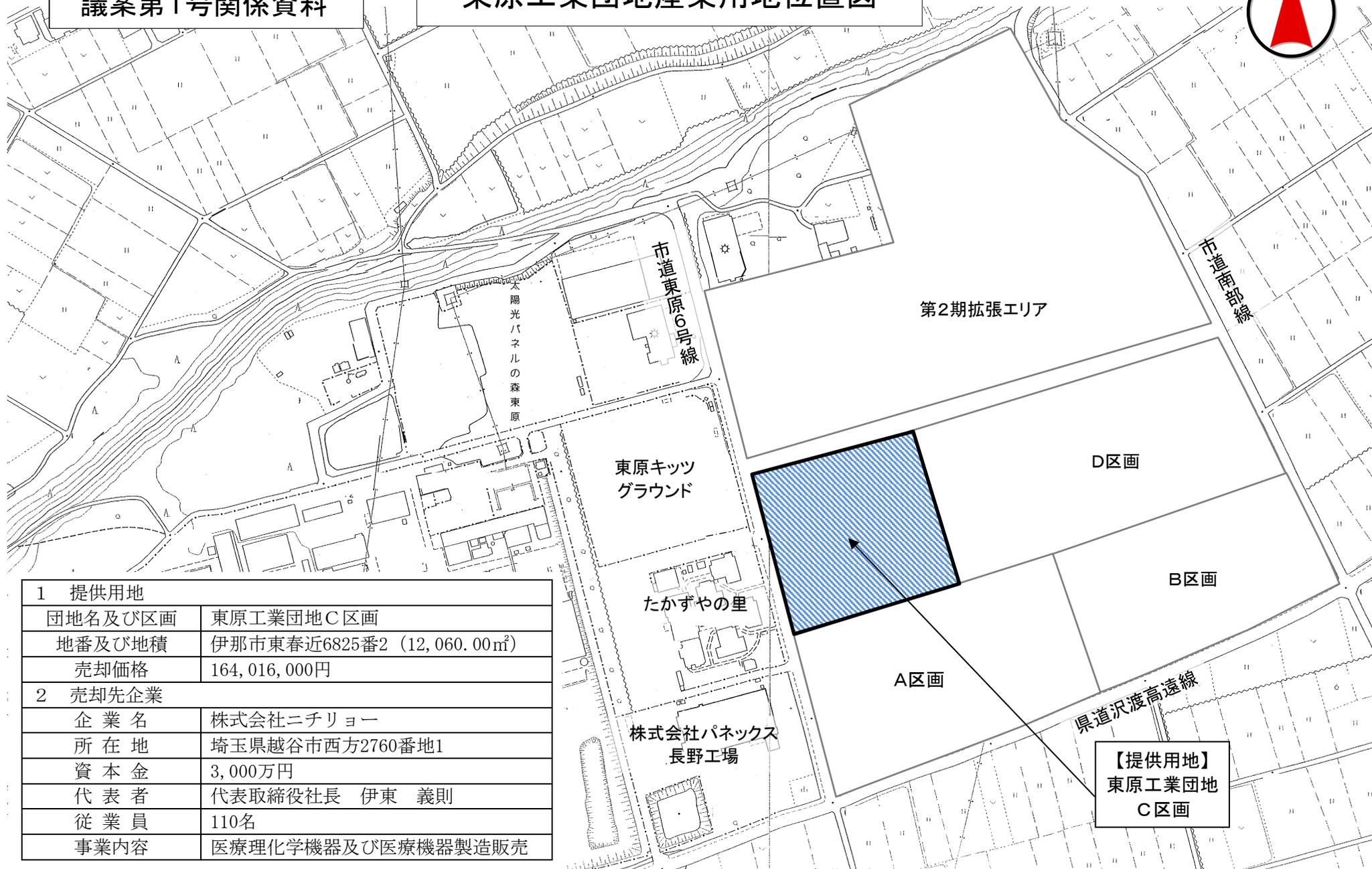
令和6年6月7日

令和6年6月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第1号関係資料	東原工業団地産業用地位置図……………	3
議案第2号関係資料	伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	4
議案第3号関係資料	伊那市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例……………	5
議案第4号関係資料	伊那市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例……………	6

議案第1号関係資料

東原工業団地産業用地位置図



1 提供用地	
団地名及び区画	東原工業団地C区画
地番及び地積	伊那市東春近6825番2 (12,060.00㎡)
売却価格	164,016,000円
2 売却先企業	
企業名	株式会社ニチリョー
所在地	埼玉県越谷市西方2760番地1
資本金	3,000万円
代表者	代表取締役社長 伊東 義則
従業員	110名
事業内容	医療理化学機器及び医療機器製造販売

【提供用地】
東原工業団地
C区画

議案第2号関係資料

伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(地域住民等の責務)</p> <p>第6条 地域住民等は、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。</p> <p><u>2 地域住民等は、太陽光発電設備設置事業に対し、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</u></p> <p><u>3 地域住民等は、事業者に対し、太陽光発電設備設置事業に同意することと引換えに不当な利益を求めてはならない。</u></p>	<p>(地域住民等の責務)</p> <p>第6条 地域住民等は、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。</p> <p><u>2 地域住民等は、事業者に対し、太陽光発電設備設置事業に同意することと引換えに不当な利益を求めてはならない。</u></p>

議案第3号関係資料

伊那市農業委員会に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(委員の定数) 第2条 法第8条第2項の規定により条例で定める委員会の委員の定数は、<u>24人</u>とする。</p>	<p>(委員の定数) 第2条 法第8条第2項の規定により条例で定める委員会の委員の定数は、<u>19人</u>とする。</p>
<p>(農地利用最適化推進委員の定数) 第3条 法第18条第2項の規定により条例で定める同法第17条第1項に規定する農地利用最適化推進委員の定数は、<u>10人</u>以内とする。</p>	<p>(農地利用最適化推進委員の定数) 第3条 法第18条第2項の規定により条例で定める同法第17条第1項に規定する農地利用最適化推進委員の定数は、<u>15人</u>以内とする。</p>

議案第4号関係資料

伊那市道路占用料徴収条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧					新					
別表（第2条関係） 道路占用料金表					別表（第2条関係） 道路占用料金表					
占用物件			占用料		占用物件			占用料		
			単位	金額				単位	金額	
略					略					
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに1,000分の6を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに1,000分の6を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに1,000分の9を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに1,000分の9を乗じて得た額	
		階数が3のもの		Aに1,000分の11を乗じて得た額			階数が3のもの		Aに1,000分の11を乗じて得た額	
		階数が4以上のもの		Aに1,000分の13を乗じて得た額			階数が4以上のもの		Aに1,000分の13を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに1,000分の6を乗じて得た額		その他のもの			Aに1,000分の6を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具				Aに1,000分の18を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具				Aに1,000分の18を乗じて得た額	
令第7条第13号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	Aに1,000分の6を乗じて得た額	令第7条第13号に掲げる休憩所、給油所 <u>その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設</u> 及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	Aに1,000分の6を乗じて得た額	令第7条第13号に掲げる休憩所、給油所その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び自動車修理所	Aに1,000分の6を乗じて得た額	
		階数が2のもの				Aに1,000分の9を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに1,000分の9を乗じて得た額
		階数が3のもの				Aに1,000分の11を乗じて得た額			階数が3のもの	Aに1,000分の11を乗じて得た額
		階数が4以上のもの				Aに1,000分の13を乗じて得た額			階数が4以上のもの	Aに1,000分の13を乗じて得た額
	その他のもの				Aに1,000分の18を乗じて得た額	その他のもの			Aに1,000分の18を乗じて得た額	
備考 略					備考 略					